

一般用電気工作物の電気工事業者さまへ



業務拡大はいかがですか！



主任電気工事士さまが『認定電気工事従事者認定』を取得すれば自家用電気工作物も申請できます

その建物が高圧で電力を引き込んでいる場合、低圧の電気工事は第二種の免状では工事はできません。



下記の手順で認定電気工事従事者の認定を取得でき、自家用電気工作物も追加申請できます！

①『登録証』の内容を『謄本交付請求書』に記入して組合に送付【申請料600円+組合手数料200円】

登録電気工事業者登録証

1. 登録の年月日 平成 31 年 4 月 24 日

2. 登録番号 大阪府知事登録第2019-0123号

3. 電気工事の種類 一般用電気工作物

大阪府知事 吉村 洋文

この登録の有効期限は平成36年4月24日までです。

謄本交付請求書

1 謄本交付（閲覧）を請求しようとする登録電気工事業者の登録の年月日及び登録番号
平成 31 年 4 月 24 日 大阪府登録第 2019 - 0123 号

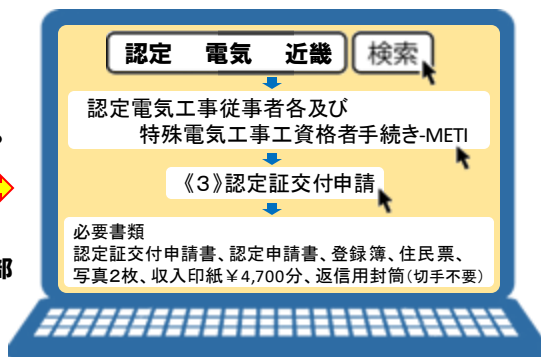
2 謄本交付の枚数（閲覧の回数）及び手数料の額
1枚 600円

3 謄本交付（閲覧）を請求する理由
認定電気工事従事者認定証の申請

②2週間以内に登録簿が届くので
中部近畿産業保安監督部へ
『認定電気工事従事者認定証』を申請。

・申請方法はネットで検索願います

ご不明な点については経済産業省中部近畿産業保安監督部近畿支部
(TEL:06-6966-6052)へお問合せ願います。



③『認定電気工事従事者認定証』が届けば、『登録事項等変更届出書』を 組合へ申請。

登録事項等変更届出書

上記 No	従前の内容	変更後の内容	変更年月日	変更理由
6	一般用 電気工作物	一般用 電気工作物 自家用 電気工作物	〇年 〇月〇日	業務拡大

- 【必要書類】
- ・登録事項等変更届出書《様式第11》
 - ・登録証
 - ・主任電気工事士の免状の写し
- 〔 第二種 電気工事士免状
認定電気工事従事者認定証 〕

【申請料2,200円+組合手数料1,000円】